

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱

(平成8年7月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、老齢基礎年金等の受給資格を得ることができなかった外国人の高齢者及び障害基礎年金等の受給資格を得ることができなかった外国人の重度心身障害者に対し福祉金を支給することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老齢基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による老齢を支給事由とする年金たる給付又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による老齢を支給事由とする年金たる給付をいう。
- (2) 障害基礎年金等 国民年金法の規定による障害基礎年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）の規定による障害を支給事由とする年金たる給付をいう。
- (3) 重度心身障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者でその障害の等級が1級であるもの若しくは2級であるもの又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省通知発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者でその障害の程度がAの記載のあるものをいう。

(福祉金の種類)

第3条 この要綱による福祉金（以下「福祉金」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 外国人高齢者福祉金
- (2) 外国人重度心身障害者福祉金

(対象者)

第4条 外国人高齢者福祉金を受給することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大正15年4月1日以前に出生した者
- (2) 昭和57年1月1日（以下「基準日」という。）前から平成24年7月8日まで

の間、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法の規定により外国人登録をされていた者で、申請時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく住民基本台帳に記録され、各務原市に引き続き1年以上居住している外国人住民（同法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）

（3）出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）の規定により永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者

2 外国人重度心身障害者福祉金を受給することができる者は、前項第2号に掲げる者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）昭和37年1月2日以前に出生した者

（2）出入国管理及び難民認定法の規定により永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定による特別永住者

（3）基準日前に重度心身障害者であった者又は基準日以後に重度心身障害者になった者でその障害の発生原因となった傷病に係る初診日が基準日以前のもの

3 外国人高齢者福祉金及び外国人重度心身障害者福祉金は、重複して支給しないものとする。

（受給資格の認定）

第5条 福祉金の支給を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、その受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、福祉金の受給資格の有無について審査し、その結果を各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格認定（不認定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（福祉金の額）

第6条 外国人高齢者福祉金及び外国人重度心身障害者福祉金の額は、それぞれ1人につき年額12万円とする。ただし、年額12万円未満の公的年金を受給している者については12万円から当該公的年金の額を控除した額とし、年額12万円以上の公的年金を受給している者については福祉金を支給しない。

(支給期間及び支給月)

第7条 福祉金の支給は、その受給資格の認定があった日の属する月の翌月から始め、受給資格を喪失した日の属する月で終わるものとする。

2 福祉金は、毎年4月、7月、10月及び1月にそれぞれ前月までの分を支給するものとする。ただし、受給資格を喪失した場合においては、支給する月を繰り上げることができる。

(支給の停止)

第8条 市長は、福祉金の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める期間の月分の福祉金の支給を停止するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第143号）の規定により保護を受けている場合
当該保護を受けている期間

(2) 前年の所得が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4から第6条の2までに規定する額を超えている場合 その年の7月から翌年の6月までの期間

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所措置されている場合 入所措置されている期間

(4) 他の自治体から福祉金と同様の趣旨の給付金の支給を受けている場合 当該支給期間

2 市長は、前項に定めるもののほか、受給資格者が次の各号のいずれかぎに該当したときは、福祉金の支給を停止することができる。

(1) 正当な理由がなく、第11条に規定する報告書又は届出書を提出しないとき。

(2) 第12条の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により福祉金の支給を受けたとき。

3 市長は、第1項又は前項の規定により福祉金の支給を停止するときは、各務原市外国人高齢者等福祉金支給停止通知書（様式第3号）により当該受給資格者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第9条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該事項が発生した日に福祉金の受給資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 永住許可を喪失したとき。

(4) 外国人重度心身障害者福祉金の受給資格者にあつては、重度心身障害者でなくなったとき。

2 市長は、受給資格者が前項の規定により福祉金の受給資格を喪失したときは、各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格喪失通知書（様式第4号）により当該受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者に通知するものとする。

（未支給の福祉金）

第10条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給すべき福祉金で支給しなかったものがあるときは、受給資格者と生計を同じくしていた者は、国民年金法の例により、その未支給の福祉金を受給することができる。

2 前項の規定により福祉金の支給を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、各務原市外国人高齢者等福祉金未支給分支給申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、福祉金の支給の可否を審査し、その結果を各務原市外国人高齢者等福祉金未支給分支給（不支給）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（報告及び届出）

第11条 受給資格者は、毎年6月30日までに、各務原市外国人高齢者等福祉金現況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格要件変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、受給資格者が提出できないときは、受給資格者と生計を同じくしていた者が提出しなければならない。

(1) 第9条第1項の規定により受給資格を喪失したとき。

(2) 居住地又は氏名を変更したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉金の受給資格に係る事項に変更があつたとき。

（譲渡及び担保の禁止）

第12条 福祉金の受給資格は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（福祉金の返還）

第13条 市長は、福祉金の支給後、受給資格者又は受給資格者であつた者（以下「受

給資格者等」という。)が、第8条第1項又は第2項に規定する福祉金の支給の停止の要件又は第9条第1項に規定する受給資格の喪失の要件に該当していたことを確認したときは、当該受給資格者等に対し既に支給した福祉金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により福祉金を返還させるときは、当該受給資格者等に対し各務原市外国人高齢者等福祉金返還請求書（様式第9号）により、返還を請求するものとする。

（台帳の整備）

第14条 市長は、福祉金の支給状況等を明らかにするため、各務原市外国人高齢者等福祉金支給台帳（様式第10号）を整備しておくものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、福祉金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成9年5月15日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号に新たに該当することとなった者で、平成10年3月31日までに改正後の第5条第1項の規定により福祉金の受給資格の認定を受けたものにあつては、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、平成9年4月分から福祉金を支給する。

附 則（平成22年7月29日決裁）

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日決裁）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格認定申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 居住地

氏 名 ㊟

（日本名 ㊟）

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 5 条第 1 項の規定により福祉金の受給資格の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請に関して私の所得を確認するため、課税台帳の閲覧を承諾します。

居 住 地	各務原市		
ふ り が な 氏 名	(日本名)		性 男 別 女
生 年 月 日	年 月 日		
国 籍		電話	—
各務原市での外国人登録年月日	年 月 日		
支 給 を 受 け よ う と す る 福 祉 金 の 種 類		外 国 人 高 齢 者 福 祉 金	
		外国人重度心身障がい者福祉金	
公 的 年 金 の 受 給 の 有 無	有（年金の種類） ・ 無		
及 び 受 給 額	年 円		
前 年 の 所 得	円		

福祉金の振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 店
口 座 番 号	普通・当座 No.
ふ り が な 口 座 名 義 人	

様式第 2 号（第 5 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

年 月 日付けで申請のあった各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 5 条第 1 項の規定による受給資格の認定については、同条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

決 定 区 分		認 定	
		不 認 定	
居 住 地	各務原市		
氏 名	(日本名)		
福祉金の種類		外 国 人 高 齢 者 福 祉 金	
		外国人重度心身障がい者福祉金	
認 定 の 場 合			
認 定 年 月 日	年 月 日	認定番号	
支 給 開 始 年 月	年 月		
支 給 額	年 円		
不認定の場合			
理 由			
備 考			

様式第 3 号（第 8 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 8 条第 3 項の規定により、福祉金の支給の停止について、次のとおり通知します。

受 給 者	居 住 地	各務原市	
	氏 名	(日本名)	
	認 定 番 号		
福 祉 金 の 種 類		外 国 人 高 齢 者 福 祉 金	
		外国人重度心身障がい者福祉金	
停 止 理 由			
停 止 期 間	年	月から	年 月まで
備 考			

様式第 4 号（第 9 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格喪失通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 9 条第 1 項の規定により福祉金の受給資格がなくなりましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

受 給 者	居 住 地	各務原市	
	氏 名	(日本名)	
	認 定 番 号		
福 祉 金 の 種 類			外 国 人 高 齢 者 福 祉 金
			外国人重度心身障がい者福祉金
資 格 喪 失 の 理 由			
備 考			

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金未支給分支給申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 居住地
ふりがな
氏 名 ⑩
（日本名 ⑩）
受給者との続柄（ ）
電 話

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 1 0 条第 1 項の規定により未支給の福祉金の支給を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

受給者	氏 名	(日本名)	認 定 番 号	
	死 亡 年 月 日	年 月 日		
未支給の福祉金の額		円 (ただし、 年 月分 ～ 年 月分)		

福祉金の振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 店
口 座 番 号	普通・当座 No.
ふ り が な 口 座 名 義 人	

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金未支給分支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

年 月 日付けで申請のあった各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱
第 1 0 条第 1 項の規定による末文給の福祉金の支給については、同条第 3 項の規定に
より次のとおり通知します。

決 定 区 分			支 給
			不 支 給
受 給 者	居 住 地	各務原市	
	氏 名	(日本名)	
	認 定 番 号		
福 祉 金 の 種 類			外 国 人 高 齢 者 福 祉 金
			外国人重度心身障がい者福祉金
支給の場合			
支 給 額		円	
支 給 年 月 日		年 月 日	
不支給の場合			
理 由			
備 考			

各務原市外国人高齢者等福祉金現況報告書

年 月 日

（宛先）各務原市長

居住地
氏 名 ⑩
（日本名 ⑩）

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 1 1 条第 1 項の規程により次のとおり報告します。

なお、この報告に関して私の所得を確認するため、課税台帳の閲覧を承諾します。

受 給 者	居 住 地	各務原市	
	ふ り が な 氏 名	(日本名)	
	認 定 番 号		
福 祉 金 の 種 類			外 国 人 高 齢 者 福 祉 金
			外国人重度心身障がい者福祉金
公 的 年 金 の 受 給 の		有（年金の種類 ） ・ 無	
有 無 及 び 受 給 額		年	円
前 年 の 所 得			円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金受給資格要件変更届出書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

届出者 居住地

氏 名 (印)

(日本名 (印))

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 1 1 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

届 出 事 項		内 容	
受 給 資 格 の 喪		市外転出・死亡・その他（ ）	
居 住 地		変更前	
		変更後	
氏 名		変更前	
		変更後	
外 国 人 登 録 の 場 所		変更前	
		変更後	
公的年金 の受給の 状 況	種 類	変更前	
		変更後	
	種 別	変更前	
		変更後	
	受給開始年月	変更前	
		変更後	
	年 額	変更前	
		変更後	
振込先	金融機関名	変更前	銀行・信用金庫・信用組合・農協 店
		変更後	銀行・信用金庫・信用組合・農協 店
	口座名義人	変更前	
		変更後	
	口 座 番 号	変更前	
		変更後	
その他		変更前	
		変更後	

様式第 9 号（第 1 3 条関係）

各務原市外国人高齢者等福祉金返還請求書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市外国人高齢者等福祉金支給要綱第 1 3 条第 2 項の規定により次のとおり福祉金の返還を請求します。

福祉金の種類		外国人高齢者福祉金
		外国人重度心身障がい者福祉金
返還請求額	円 (年 月 ～ 年 月分)	
返還請求理由		

[illegible]